

矢掛町放課後児童クラブ運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年10月

矢掛町 こどもみらい課

1 委託の概要

(1) 業務名

矢掛町放課後児童クラブ運営業務

(2) 目的

本要領は、矢掛町（以下「町」という。）が実施する放課後児童健全育成事業を業務委託するにあたり、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、均一かつ良質なサービスを提供可能な委託事業者を、公募型プロポーザル方式によって選定することを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(3) 業務内容

別添 矢掛町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日までとする。

契約締結日から令和8年3月31日までの期間を準備期間とし、受託者は備品・施設等の確認、職員の確保や指揮命令系統の確立等、クラブから業務引き継ぎ等を受けるものとする。なお、当該準備期間に関する経費は、受託者の負担とする。

(5) 提案の上限額

令和8年度～令和10年度 198,000,000 円

○本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

○見積書は、3年間の合計金額を上限以内とし、各年度の内訳を明記すること。

○この金額は、プロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

○契約期間中に支援単位の変更等が発生した場合は、別途変更契約を締結する。

2 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は次に掲げる要件の全てに該当する単独企業とする。

(1) 法人格を有し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関し、地方公共団体が

ら業務を受託（指定管理者の指定を含む。）した実績があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(4) 国税，地方税等，租税の滞納がないこと。

(5) 矢掛町暴力団排除条例（平成23年9月26日 条例第12号）に規定する暴力団，暴力団員，暴力団員等，暴力団関係者に該当しないこと。

4 スケジュール（予定）

・公告日（実施要領等公開）	令和7年10月3日（金）
・参加申込書等の提出期限	令和7年10月14日（火）
・質問書の提出期限	令和7年10月14日（火）
・質問書の回答期限	令和7年10月21日（火）
・参加資格審査結果の通知	令和7年10月21日（火）
・企画提案書・見積書等の提出期限	令和7年10月30日（木）
・プレゼンテーション審査	令和7年11月10日（月）
・選定結果の通知・公表	令和7年11月17日（月）
・契約締結	令和7年12月下旬

※日程については，町の都合により変更となる場合がある。

5 提案に関する質問及び回答

(1) 提出方法

本提案に関する質問がある場合は，下記に電子メールで質問書を提出すること。

- ・提出期限 令和7年10月14日（火）17時まで
- ・提出先 矢掛町こどもみらい課
- ・電子メール kodomomirai@town.yakage.lg.jp

なお，件名は「矢掛町放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。

○質問は様式第4号「質問書」により行い，質問箇所を特定できるようにすること。

○質問書送信後，担当者に電話で受信の有無を確認すること。

(2) 回答方法

令和7年10月21日(火)までに、参加申込者全てにメールで回答する。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び仕様書の各規定を理解した上で、次の書類を、提出すること。

- ①参加申込書(様式第1号)
 - ②会社(法人)概要書(様式第2号)
 - ③業務体制表(様式第3号)
 - ④類似業務実績書(様式第5号)
 - ⑤誓約書(様式第6号)
 - ⑥法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書【写し可】
 - ⑦国税及び地方税全ての完納証明書【写し可】
 - ⑧印鑑証明書【原本】
 - ⑨直近3か年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表
- ※⑥～⑧は発行より3カ月以内のものに限る。

(2) 提出部数

- ②③④⑨については、7部(正本1部、副本6部)
- ※①、⑤～⑧は1部ずつ

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

- 持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。
- 郵送の場合は、提出期限必着とする。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。

(4) 提出期限

令和7年10月14日(火) 17時まで(必着)

(5) 提出先

矢掛町こどもみらい課

(6) 参加資格審査結果の通知

参加申込書類等を提出した者について、担当課が参加資格の確認を行い、本プロポーザルの参加資格審査結果(参加資格の有無)について、参加申込のあつ

た全ての者に個別に電子メールで通知する。また、通知を受けた後、確認のため担当部署に返信メールを送信すること。

7 企画提案書、見積書等の提出

本プロポーザルの参加申込者は、次のとおり業務提案書類等を提出すること。
なお、提案数は1者につき1提案とする。

(1) 提出書類

- ①企画提案書（様式第7号）
- ②見積書（様式第8号）

(2) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

- 副本は正本のコピーとし、正本にカラー印刷を含む場合は副本もカラー印刷とすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

- 持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。
- 郵送の場合は、提出期限必着とする。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。

(4) 提出期限

令和7年10月30日（木）17時まで（必着）

(5) 提出先

矢掛町こどもみらい課

(6) その他

- 提出された企画提案書等は返却しない。
- 本企画提案に係る提出物は、採用提案を除いて本事業の審査以外では使用しない。
- 提出後の資料の追加及び修正は認めない。
- 参加申込書を提出後に辞退する場合には、参加辞退届出書（様式第10号）を提出すること。
- 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 提出された各書類の中で、第三者の著作権を使用する場合は、その承諾を得ること。第三者の著作権の使用の責は、使用した参加者に帰する。

○提出された書類は、矢掛町情報公開条例（平成15年矢掛町条例第19号）の規定に基づく開示請求があったときは、開示することにより当該事業を含む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、選定期間中は、同条例第7条第7号イの規定により、開示の対象とすることはない。

8 選定方針等

本プロポーザルの審査は矢掛町放課後児童クラブ運営業務委託事業者選定会議（以下「本会議」という。）において実施する。

（1）審査基準及び選定方法

書類審査により、参加資格要件を精査し、要件を満たしている提案者に対して、別紙1の矢掛町放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル提案審査基準に基づき、採点を行う。ただし、審査については評価点の合計が配点合計の6割に満たない者は、参入できない。同点の場合は、見積書の金額の低い参加者を上位とする。

（2）審査の実施

①書類審査

提出された参加申込書類等及び企画提案書類等について事務局で書類審査を行い、参加資格要件を満たしている提案者に対してプレゼンテーション審査を実施する。

②プレゼンテーション審査

提案者は、町役場内で町の指定した日に、提出した提案書類等の内容について説明（30分程度）を行い、その後、町から質疑応答（10分程度）を行う。

提案者は、別紙1の矢掛町放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル提案審査基準のプレゼンテーション審査の項目順に提案書を作成しプレゼンテーションを行うよう努めること。

審査結果については、プレゼンテーション審査を行った全ての参加者へ書面で通知する。

なお、参加者が1者の場合であってもプレゼンテーション審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められるときは、その者を受託候補者として選定する。

○参加者の留意事項

- ・提出した書類等の加筆修正は認めない。
- ・スライド等を使用する場合、説明用機材について、モニター（HDMI端子接続）、

ケーブルは町で用意するが、パソコン等の機材については、各提案者が用意すること。

- ・プレゼンテーション審査の出席者は、1業者3名以内とし本業務の責任者またはこれに準ずる者が説明を行うこと。
- ・プレゼンテーション審査時の追加資料の提出及び提示は認めない。
- ・プレゼンテーション審査に参加しない場合は辞退したものとみなす。ただし、病気、交通機関の事故等やむを得ない事由によるものと判断される場合は、この限りではない。
- ・審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

9 委託契約の締結

(1) 上記8において選定された受託候補者と交渉を行い、内容について合意に至った場合は、受託候補者と契約手続きを行う。ただし、受託候補者が参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約の締結を行わないことがある。なお、契約金額は原則として、提出した見積書を超えないこととする。

受託候補者と契約に関して合意に至らなかった場合は、次点者との間で、上記と同様の手続きを経た上で、契約を締結する。

10 注意事項

(1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には、審査対象から除外する。

- ① 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ② 虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 関係者に対する工作等不正な活動を行ったと認められる場合
- ④ その他、本会議において不相当と認められた場合

(3) 選定結果について異議申し立ては受け付けない。

11 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 契約書に付属する仕様書の協議については、選定された提案に沿って進めるものとするが、より良い内容とするため、町から提案を行うことがある。この場合、町からの提案を尊重し、町の合意のもと、進めることとする。

(3) 現地見学が必要な場合は、令和7年10月10日までに現地見学申込書(様式第9号)を電子メールで提出すること。参加は1事業者につき2人までとすること。日程については、希望事業者と調整し、令和7年10月14日～10月30日の間で実施する。

(4) 令和7年12月の矢掛町議会定例会における、債務負担行為の追加を含む補正予算の可決を契約締結の条件とする。

(5) 本実施要領に定めのない事項については、協議の上、決定する。

○現地見学施設

- ・ 矢掛なかよし児童クラブ 所在地：小田郡矢掛町矢掛3000番地1
矢掛小学校内
- ・ 三谷のびのび児童クラブ 所在地：小田郡矢掛町東三成1423番地
三谷小学校内
- ・ 川面ひまわりクラブ 所在地：小田郡矢掛町西川面1376番地8
子育て支援センター内
- ・ 中川児童ゆうゆうクラブ 所在地：小田郡矢掛町本堀1637番地
中川小学校内
- ・ 小田わかばクラブ 所在地：小田郡矢掛町小田4212番地1
小田小学校内

1.2 問合せ及び各書類提出先

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018
矢掛町こどもみらい課 担当 吉岡
電子メール kodomomirai@town.yakage.lg.jp
TEL 0866-82-1060 FAX 0866-82-9061
※本件窓口受付時間は、平日9時から17時